昭和62年11月27日 告示第82号

(趣旨)

第1条 市長は、地区自治会(沼津市地区自治会補助金交付要綱(昭和62年沼津市告示第75号)第2条に定める自治会をいう。以下同じ。)及び地区連合自治会(沼津市地区連合自治会運営費補助金交付要綱(平成10年8月18日市長決裁)第1条に定める地区連合自治会をいう。以下同じ。)において放送施設を設置する場合、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則(昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「放送施設」とは、地域住民の周知連絡を密にし、地域 コミュニティ活動の向上発展に資するための放送施設をいう。

(補助の対象及び補助金の額)

- 第3条 補助の対象は、放送施設(地区連合自治会が設置する場合は、無線放送施設に限る。)の設置に要する経費(個別受信機の設置に要する経費を除く。)とする。
- 2 補助金の額は、一施設につき次に定めるところによるものとする。
 - (1) 地区自治会が設置する場合は、前項に規定する経費の2分の1以内とし、15万円を限度とする。
 - (2) 地区連合自治会が設置する場合は、前項に規定する経費の2分の1以内とし、500万円を限度とする。

(交付の申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする地区自治会及び地区連合自治会(以下「自治会」という。)は、規則第3条の規定による補助金交付申請書に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。
 - (1) 設置工事見積書の写し
 - (2) 設置箇所略図(放送機、拡声器等の設置箇所略図)
 - (3) 私有の土地、建物その他の施設を利用し設置する場合は、所有者の承諾書の写

L

(実績報告)

- 第5条 補助金の交付決定を受けた自治会は、当該補助事業が完了したときは、規則 第11条の規定による事業実績報告書に次の書類を添付し、市長に提出しなければな らない。
 - (1) 竣工届(第1号様式)
 - (2) 設置工事代金領収書の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(廃止の届出)

第6条 自治会は、補助金交付の対象となつた放送施設を廃止又はその目的に供しなくなつたときは、速やかに放送施設廃止届(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行し、昭和62年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行の際、従前の規定及び様式により取り扱つたものは、この要綱の規定及び様式により取り扱つたものとみなす。

付 則(平成2年5月26日告示第45号)

この告示は、公示の日から施行し、平成2年度分の補助金から適用する。

付 則 (平成23年6月17日告示第 175号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月21日告示第43号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

第1号様式

(第5条関係)

第2号様式

(第6条関係)